

広島市農業委員会の委員（農業委員） 募集案内

- ◆ 「農業委員会等に関する法律」に基づき、次のとおり、農業委員を募集します。

1 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数
1人
- (2) 任期
市長が任命する日（令和8年7月（予定））から令和10年6月16日まで
- (3) 身分
広島市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬
月額4万8,000円

2 活動内容

- (1) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動や転用の許可等に関する審議、決定及び審議に関連した現地調査
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化の推進に関する業務
- (3) 農家からの相談対応等

3 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 申込方法

申込方法は、①法人・団体又は個人による推薦と②本人による応募の2通りがあります。農業委員に推薦する方（法人・団体又は個人）、農業委員に応募する方は、所定の申込書に必要事項を記載の上、持参又は郵送により、広島市経済観光局農林水産部農政課へ提出してください（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）。

5 推薦・応募の受付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月23日（月）午後5時15分まで【必着】

申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください（土日祝日を除く。）。

6 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口で募集案内及び申込書を備え付けています。

（募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 広島市経済観光局農林水産部農政課（市役所本庁舎5階）
- (2) 広島市農業委員会事務局（東区役所3階）
- (3) 各区役所・出張所（1階ロビーなど）

7 選考方法

書類審査のほか、原則として面接を実施し、選考します。

【面接：令和8年4月9日（木）（予定）】

8 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）、被推薦者及び応募者へ文書により通知します。

なお、任命は、広島市議会の同意後になります。

9 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（令和 8 年 3 月上旬頃）及び受付期間の終了後（令和 8 年 3 月下旬）、広島市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（法人・団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の目的、構成員の数及び構成員の資格、要件等
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、年齢、性別及び職業
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、年齢、性別、職業、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号イから又（*）までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

10 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

11 申込書の提出先、問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎5階

広島市経済観光局農林水産部農政課

電話 082-504-2246（直通）

(*) 農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号【認定農業者等に準ずる者】

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。二及び第10条第1号において同じ。)である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。)
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。)である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

【参考】農業委員の選出の流れ

推薦・応募の受付期間
令和8年2月25日から令和8年3月23日まで

令和8年7月1日
(予定)

